

《保護者の皆様へ》

## 令和8年度「就学援助制度」のお知らせ

北塩原村では、村立の小中学校に通う子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、以下の**認定要件を満たす保護者**に対して、学用品費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

※学校徴収金が免除されるものではありません。学校生活でかかる費用の一部を後払いで援助する制度で、**毎年度申請が必要です**。

### 1 就学援助を受けることができる方

北塩原村内に住所を有し、村立の小中学校に通学し、教育委員会の審査により「要保護※1」「準要保護※2」として認定を受けた児童生徒の保護者の方です。また、東日本大震災等により避難されている方については北塩原村に住所を有していなくても対象となりますが、認定の方法は以下「準要保護」の認定要件「その他」の項目により審査をさせていただきます。

※1 要保護 生活保護法による保護を受けている世帯

※2 準要保護 「要保護」に準ずる程度に生活が困窮していると認められた世帯

#### 準要保護の認定要件

次のいずれかの要件に該当し、かつ同一生計の世帯全員の前年所得の合計額が基準額以下の場合となります。

- (1) 生活保護の停止又は廃止
- (2) 障害者、寡婦又は寡夫で所得が135万円以下のため村民税非課税
- (3) 村民税、個人事業税、固定資産税の減免、国民健康保険税の減免又は猶予
- (4) 国民年金掛金の減免
- (5) 児童扶養手当の支給
- (6) その他（上記に該当しない方は、世帯全員の前年所得の合計額で判定させていただきます）

※ 生活保護基準の改定により、認定基準に変動があります。

※ 認定基準は世帯員の人数や年齢、ひとり親、持家か賃貸かといった違いにより世帯で異なります。

※ 住民登録が別住所になっている場合や同住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいれば同一生計の世帯員とみなします。また、出稼ぎ単身赴任等により別居している場合や同住所地に住民登録を残したまま別居している場合も、同一生計の世帯員となります。

#### ・認定基準となる世帯全体の所得金額（目安）

世帯人数	家族構成/住宅状況	世帯全体の所得金額（目安）
2人	親、小学生1人/借家	240万円程度
3人	親、小学生2人/借家	295万円程度
4人	両親、中学生1人、小学生1人/借家	330万円程度
5人	両親、中学生2人、小学生1人/借家	360万円程度

※世帯の所得の合計額はおよその目安であり、家族構成や年齢等で異なります。

裏面もご覧ください

## 2 申請手続き

「就学援助費受給申請書」は、各小中学校にご用意しております。申請書提出の時期により認定月が異なります。

- (1) 年度当初申請 **令和8年4月15日(水)**までに提出してください(4月認定)。
- (2) 年度途中申請 随時受け付けております(審査通過後、認定日の属する月からの認定)。

### 【申請方法】

- ①お子さんが在籍する学校で申請書を受領してください。
  - ②申請書に必要事項を記入してください。
  - ③次の証明書類の写しをとってください。
    - ・同一生計の世帯全員分の前年所得を証明する書類(18歳未満で収入がない方を除く)
    - ・認定要件に該当していることが分かる書類(児童扶養手当証書・国民年金掛金減免通知書等)
    - ・東日本大震災等により避難されている方は、住民登録地が記載されている被災証明書又は罹災証明書
  - ④申請書類一式を学校へ提出してください。
- ※1 審査に伴い、教育委員会及び学校において生活状況の調査をさせていただく場合があります。

## 3 援助される経費の種類

区分	援助される経費
要保護※1	修学旅行費、医療費
準要保護	学用品費、通学用品費(第1学年を除く)、 新入学児童生徒学用品費等(入学前:新入学準備金)※2、 校外活動費(宿泊なし・あり)、修学旅行費

※1 要保護認定の方には住民課から生活保護法による教育扶助が支給され、その中に左記の内容が含まれていますので、支給されるのは修学旅行費と医療費のみです。

※2 新入学児童生徒学用品費等は、新入学準備金として入学前に給付を受けた場合は支給されません。

## 4 その他

- (1) 提出書類に不備があると認定が遅れる場合があります。認定の時期により支給額が変わる場合もありますのでご注意ください。
- (2) 児童扶養手当申請中の場合は、決定後に申請してください。
- (3) 虚偽の申請により就学援助を受けたことが判明した時は、援助費を返還していただく場合があります。